

〔 例規(サ対) 第36号  
令和7年8月22日 〕

## 山形県警察サイバー対処能力検定要綱

### 第1 目的

この要綱は、山形県警察職員等のサイバー空間の脅威への対処（以下「サイバー対処」という。）に関する知識及び技能の向上に資するため、全ての警察職員を対象として実施するサイバー対処に関する能力についての検定（以下「能力検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 能力検定の実施体制

#### 1 実施責任者

実施責任者は、サイバー犯罪対策課長をもって充てる。

#### 2 庶務

能力検定に関する庶務は、サイバー犯罪対策課において処理する。

### 第3 能力検定の級位

能力検定は、初級、中級及び上級に区分して行うこととし、能力検定の対象となる知識及び技能は、別表1の左欄に掲げる級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

### 第4 能力検定の受検対象

#### 1 受検資格

能力検定は、次の級位ごとに掲げられた者が受けことができる。

##### (1) 初級

全ての山形県警察職員

##### (2) 中級

初級の能力検定に合格した者又は別表1の左欄に掲げる級位のうち初級に応じた同表の右欄に掲げる知識及び技能を有すると認められる者

##### (3) 上級

中級の能力検定に合格した者

#### 2 受検対象者

山形県警察職員及び特に受検を希望する山形県警察以外の機関の警察職員

#### 3 受検手続き

##### (1) 初級及び中級

所属長は、所属の職員に能力検定を受検させるときは、サイバー対処能力検定受検申請書（別記様式第1号）により、生活安全部長に申請するものとする。

(2) 上級

上級の能力検定実施の都度、警察庁サイバー警察局から発出される通達の定めるところによる。

## 第5 能力検定の実施

### 1 実施回数及び実施日

(1) 初級及び中級

初級及び中級の能力検定は毎年度1回以上実施することとし、実施日は実施責任者が定めることとする。

(2) 上級

上級の能力検定実施の都度、警察庁サイバー警察局から発出される通達の定めるところによる。

### 2 監督員の配置

能力検定における不正を防止するために必要な範囲内において、能力検定を実施する場所に監督員を配置する。

### 3 検定の方式

(1) 初級及び中級

初級及び中級の能力検定は筆記試験とし、検定時間は1時間30分とする。

(2) 上級

上級の能力検定実施の都度、警察庁サイバー警察局から発出される通達の定めるところによる。

## 第6 能力検定の出題範囲及び難易度

### 1 出題範囲

各級位の能力検定の出題範囲の詳細は、別表2のとおりとする。

### 2 難易度

別表2におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識に係る問題の難易度は、次の級位ごとに掲げられた難易度とする。

(1) 初級

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が実施するITパスポート試験と同程度の難易度。

(2) 中級

IPAが実施する基本情報技術者試験と同程度の難易度。

(3) 上級

IPAが実施する応用情報技術者試験以上の難易度。

## 第7 能力検定の合格基準

各級位の検定試験は、70%以上の成績であることをもって合格とする。

## 第8 能力検定の合格の特例

### 1 能力検定の免除

次の各号に掲げる職員については、当該各号の級位の対象となる知識及び技能を有すると認める者として、当該職員の申請により、当該級位の能力検定を免除し、当該級位の能力検定に合格したものとすることができる。

#### (1) 初級

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 次のいずれかに該当する者

a IPAが実施する基本情報技術者試験又は応用情報技術者試験に合格した者

b IPAが実施する情報処理安全確保支援士試験に合格した者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者（以下「情報処理安全確保支援士試験に合格した者等」という。）

c 別表3に掲げる資格を取得している者

(イ) サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認められること。

イ 山形県警察以外で実施された初級の能力検定に合格した者

ウ その他生活安全部長が特に認めた者

#### (2) 中級

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 次のいずれかに該当する者

a IPAが実施する応用情報技術者試験に合格した者

b 情報処理安全確保支援士試験に合格した者等

c 別表3に掲げる資格を取得している者

(イ) サイバー対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められること。

イ 山形県警察以外で実施された中級の能力検定に合格した者

ウ その他生活安全部長が特に認めた者

#### (3) 上級

ア 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 能力検定の実施日の3年前の年度当初から当該実施日までの間（以下「対象期間」という。）に情報処理安全確保支援士試験に合格した者等又は別表3の資格を取得している者

(イ) 通算して5年以上、サイバー事案の捜査若しくは対策（企画、指導及び

教養を含む。) 又はこれらの技術支援に係る業務に従事した経験(以下「対象実務経験」という。)を有すること。

イ 対象期間より前に情報処理安全確保支援士試験に合格した者等又は別表3の資格を取得している者であって、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者

(ア) 次のa又はbのいずれかに該当する者

a 対象期間に通算して1年以上、対象実務経験を有する者

b 対象期間に1回以上、別表4の講習等の要件を充足した者

(イ) 通算して5年以上、対象実務経験を有する者

## 2 能力検定の合格の特例に係る申請方法

### (1) 初級及び中級

能力検定の合格の特例に該当する者を山形県警察サイバー対処能力検定特例合格申請書(別記様式第2号)により、生活安全部長に申請すること。

### (2) 上級

警察庁が定める方法による。

## 3 過去の能力検定の合格者に対する経過措置

令和7年4月1日より前に実施された初級又は中級の能力検定に合格した者については、各級位の知識及び技能を有すると認める者として、当該級位の能力検定を免除し、当該級位の能力検定に合格したものとする。

なお、令和6年度以前に中級の能力検定に合格した者が令和7年4月1日以降に初めてその合格資格を更新する場合は、第12第1項にかかわらず、令和7年度当初から起算して5年以内の期間内で、第12第1項第1号又は第2号により、その合格資格を更新しなければならない。ただし、他の機関への出向、育児休業その他のやむを得ない事由により合格資格の更新が困難であると認められる場合には、当該事由がやんだ日から起算して1年以内に第12第1項第1号又は第2号により、その合格資格を更新することができる。

## 4 下位の能力検定に係る特例

第1項若しくは第3項により中級若しくは上級の能力検定に合格したものとされた者又は初級の能力検定を受けることなく中級の能力検定に合格した者は、当該能力検定の下位の級位の能力検定にも合格したものとする。

## 第9 合格者の決定

生活安全部長は、能力検定の合格者を決定したときは、サイバー対処能力検定実施結果報告書(別記様式第3号)により、山形県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に報告するものとする。

## 第10 能力検定合格者の通知

生活安全部長は、当該能力検定合格者が属する所属の長及び警務部警務課長に対

して、サイバー対処能力検定合格通知書（別記様式第4号）により、能力検定合格者を通知するものとする。

## 第11 合格証書の交付

警察本部長は、能力検定に合格した者に対して、サイバー対処能力検定合格証書（別記様式第5号）を作成し、当該能力検定合格者が属する所属の長を経由して当該能力検定合格者に交付するものとする。

## 第12 中級及び上級の更新及び失効

### 1 中級の更新

中級の能力検定に合格した者は、合格した日が属する年度の翌年度の初日から起算して3年ごとに、次の各号に定めるところにより、その合格資格を更新しなければならない。ただし、他の機関への出向、育児休業その他のやむを得ない事由により合格資格の更新が困難であると認められる場合には、当該事由がやんだ日から起算して1年以内に合格資格を更新することができる。

#### (1) 要件の充足による更新

中級の能力検定の合格資格を有する者は、次のア、イ又はウを充足することにより、その合格資格を更新することができる。

ア 筆記試験の成績

イ 筆記試験の成績並びに別表4及び別表5に掲げる講習等の要件の充足

ウ 別表4及び別表5に掲げる講習等の要件の充足

#### (2) 更新手続の免除による更新

中級の能力検定に合格した者のうち、合格した日が属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内に通算して1年以上、対象実務経験を有した者については、中級の能力検定の対象となる知識及び技能を現に有すると認められる者として、更新手続を免除し、その合格資格が更新されたものとすることができる。

### 2 上級の更新

上級の能力検定に合格した者は、合格した日が属する年度の翌年度の初日から起算して3年ごとに、次の各号に定めるところにより、その合格資格を更新しなければならない。ただし、他の機関への出向、育児休業その他のやむを得ない事由により合格資格の更新が困難であると認められる場合には、当該事由がやんだ日から起算して1年以内に第1号に定めるところにより、その合格資格を更新することができる。

#### (1) 別表4に掲げる講習等の要件の充足による更新

上級の能力検定の合格資格を有する者は、合格した日が属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内に1回以上、別表4に掲げる講習等の要件を充足

することにより、その合格資格を更新することができる。

(2) 更新手続の免除による更新

警察庁サイバー警察局の定めるところにより、上級の能力検定に合格した者のうち、合格後の翌年度当初から起算して3年ごとの期間内に通算して1年以上、対象実務経験を有した者については、上級の能力検定の対象となる知識及び技能を現に有すると認められる者として、更新手続を免除し、その合格資格が更新されたものとすることができる。

3 中級及び上級の合格資格の失効・降級

中級又は上級の能力検定の合格資格を有する者が第1項又は第2項の更新の条件を満たさずにその合格資格の更新をできなかった場合は、当該者について、対象となる級位の合格資格を失効させ、一つ下の位の能力検定の合格資格を有する者とすることとする。

なお、当該者が上級の能力検定の合格資格を有する者である場合において、当該上級の能力検定の合格資格の失効後の中級の能力検定の合格資格の更新期間については、当該上級の能力検定の合格資格が失効した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年以内の期間とする。

第13 合格者台帳の備付け

サイバー犯罪対策課に、サイバー対処能力検定合格者管理簿（別記様式第6号）を備え付け、当該能力検定合格者の情報を管理するものとする。